

「学校いじめ防止基本方針」

市川市立高谷中学校

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

(基本的な考え方)

・ いじめはどの子供にも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(措置)

- ・ いじめ防止対策推進法を生徒、保護者に周知する。
- ・ 差別的発言や生徒を傷つける発言等教職員の不適切な発言や、体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎むこと。(発達障害についての理解を深める)
- ・ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、生徒一人一人に自己有用感を高める。
- ・ 生徒の自発的な活動を支援し、学校目標である「心豊かで、たくましく生きる力をもった生徒の育成」に努める。
- ・ 年間計画に基づき、道徳や学級活動等で、すべての学級でいじめ等に関する指導を行う。
- ・ 携帯電話やスマートフォンを利用したネットいじめについて、年1回講師をお招きして講演会を行う。

② いじめの早期発見

(基本的な考え方)

- ・ いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。
- ・ 組織的な把握に努め、情報交換を密に行い、情報の共有化に努める。

(措置)

- ・ 定期的なアンケート調査を6月、9月、10月、1月の年間4回、また教育相談を同時期に並行して実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

③ いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

◎被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

(措置)

◎いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止の組織」生活部会・特別支援部会等で直ちに情報を共有する。

◎組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。

- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・いじめられた生徒、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。

◎いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。

- ・いじめた生徒の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめ防止の組織

① 名称及び組織構成等

(名称)

- ・いじめ対策委員会

(構成員)

- ・学校基本方針の策定、周知…全教職員
- ・日常的な業務（事務局）…教頭、教務主任、生徒指導主任、学年職員、
教育相談担当教諭、養護教諭
- ・緊急会議…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、担任、学年職員、
教育相談担当教諭、養護教諭、部活動顧問、カウンセラー

(役割)

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒の自殺の企図等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

校長→教育委員会

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。

③上記組織を中心として、被害者側に寄り添いながら対応することを第一としながら、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査実施中の経過報告や調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査に当たっての留意事項

- ・アンケートの実施に当たっては、目的と結果を被害生徒・保護者に提供する場合があることを、調査対象の生徒及び保護者に説明する。
- ・可能な限り速やかに調査を実施するよう努める。
- ・加害生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。
- ・調査により把握した情報の記録は、どんな些細なものでも適切に保存しておく。

⑤調査結果を、教育委員会に報告する。

⑥調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(4) 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
- ・「学校いじめ防止基本方針」が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

(措置)

- ・学校だより、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・毎年度、いじめに関しての統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・いじめの問題への取組を、保護者、生徒、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。